

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 教科用図書採択地区制度の廃止

(現行法第十二条及び第十三条第四項関係)

教科用図書採択地区の制度は廃止し、二以上の市町村の区域を併せた地域である教科用図書採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書について、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない旨の義務付けを廃止すること。

第二 指定都市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択 (第十三条第三項関係)

指定都市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該指定都市の教育委員会は、市町村ごとの採択を義務付ける第十三条第一項の規定にかかわらず、当該指定都市の区の区域又はその区域を併せた地域であって当該教育委員会が定めるものごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

第三 採択した教科用図書の種類等の公表

(第十五条関係)

市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種

類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するものとする。

#### 第四 教科用図書の採択のための共同研究

(第十六条関係)

- 1 二以上の市町村の教育委員会は、これらの市町村立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択のための研究を共同して行うことができるものとする。
- 2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域内における市町村立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択のための研究（以下「採択のための研究」という。）の適正な実施を確保する上で必要があると認めるときは、自然的経済的社会的条件からみて採択のための研究を共同して行うことが適当であると認められる二以上の市町村の教育委員会を教科用図書共同研究教育委員会（以下「共同研究委員会」という。）として指定することができるものとする。
- 3 都道府県の教育委員会は、共同研究委員会を指定しようとするときは、あらかじめ関係する市町村の教育委員会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないものとする。その指定を変更し、又は解除しようとする場合においても、同様とするものとする。
- 4 共同研究委員会は、採択のための研究を共同して行うものとする。

## 第五 検討

(改正法附則第二項関係)

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の施行状況を勘案し、公立の義務教育諸学校（以下「学校」という。）のそれぞれの実情に応じた多様な教育の推進を図る観点から、学校ごとの教科用図書の採択の制度を全ての種類の学校について導入すること等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第六 その他所要の規定の整備を行うこと。